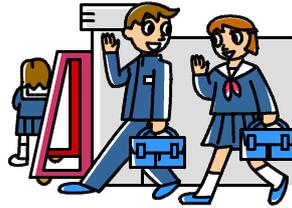


# 八代市立第五中学校

## 「いじめ防止基本方針」



令和5年4月

## 1 本校のいじめ防止基本方針について

八代市立第五中学校では、「いじめ防止対策推進法」第13条に規定されている「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」に基づき、次のような基本理念をもって、いじめの防止等の対策に積極的に取り組む。

### 〈いじめの防止等の対策に関する基本理念〉

いじめの防止等の対策は、教師自ら児童生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが児童生徒との信頼関係を築き上げ、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行われなければならない。

また、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童生徒が十分に理解できるようにしなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市、学校、家庭、地域住民その他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

## 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### (1) いじめの定義について

#### いじめ防止対策推進法第2条より

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等該当児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ」にあたるか否かの判断において、特に次の点に留意する。

- ・いじめられた児童生徒の立場に立って見極めること。
- ・本人がいじめられたことを否定する可能性があることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察すること。
- ・いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校いじめ対策組織」を活用して行う。
- ・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず当該児童生徒が関わっている仲間、集団等を指すこと。
- ・ケンカやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目すること。

- ・インターネット上で悪口を書かれた児童生徒本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要であること。
- ・好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、発言者の認識としては軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であること。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の「学校いじめ対策組織」へ情報提供しなければならない。

具体的ないじめの態様は、次のようなものが想定される。

(ア) 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

(イ) 仲間はずれ、集団による無視をされる

(ウ) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

(エ) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

(オ) 金品をたかられる

(カ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

(キ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

(ク) パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等  
 こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。

## (2) いじめの理解について

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。

また、いじめは、どの学校にも、どの子供にでも起こりうるものであり、その責任をいじめられる側に求めるものではない。とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が立場を入れ替わりながら被害も加害も経験することもある。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案もある。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」や「傍観者」、さらには「無関心な者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるよう努めなければならない。

### (3) いじめの未然防止について

いじめは、どの学校でも、どの子供にも起こりうることから、根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象とした、いじめの未然防止の働きかけ必要である。いじめを生まない土壌をつくるために、全ての生徒を、いじめを許すことなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、子供に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせるよう関係者が一体となった継続的な取組が重要である。

特に、生徒には様々な背景（障がいのある生徒、性的指向・性自認に係る生徒、海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒等）がある生徒もいることから、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の背景等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携を図りながら、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行うことで、いじめの防止等に対応することが求められる。

このため、学校の教育の根幹に人権教育を据え、教育活動全体を通して道徳教育等を充実させ、読書活動・体験活動等を推進することにより、生徒の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度等、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが求められる。

併せて、学校や社会の教育活動全体を通じ、全ての生徒に、「いじめ心（人をいじめたい心）やいじめへの不安感（いじめられたらどうしようという気持ち）等を克服する力」の育成を図り、「いじめは決して許されない、いじめを乗り越えようとする心を高め合うことが大切である」ことの実感を促し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めることが必要である。さらに、自他の意見や能力等に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを見通して行動できる力等、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる必要がある。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育くことや、全ての生徒が安心でき、自己有用感や自己肯定感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

いじめの防止には、いじめ問題への取組の重要性についての認識を市民全体に広め、学校、家庭、地域社会が一体となって取組を推進するための普及啓発も必要不可欠なことである。

その実現のために、学校での教育活動全体を通じ、すべての生徒に「いじめは決して許さない、許されない行為」であることを理解させ、それを実践する心情と態度を育むことが重要である。また、同時にいじめの背景となる各生徒の心の中の課題やストレスを適切に解決・解消する取組も必要である。

具体的には、各教科や道徳、学活での「命を大切に作る心」を育む指導や自己有用感や学校生活の楽しさを感じる実践、自らの思いを出せる場の設定等を丁寧に積み重ねることで、いじめの未然防止が可能になると考えられる。さらに、それらの取組は地域、家庭と一体となって生徒の支えとなる力になる必要がある。

#### (4) いじめの早期発見について

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが求められる。

いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識しなければならない。また、生徒は思春期の多感な時期であることから、生徒の表面的な表情や「大丈夫です。」などといった言動だけで判断することなく、保護者に気になる点を伝えたりするなど、一歩踏み込んだ対応が求められる。

また、わずかな兆候であってもいじめを疑い、早い段階からの確に関わりをもち、子供たちがいじめを隠したり軽視したりすることがないように積極的に対応する必要がある。

そこで、日常生活の中での生徒の様子を観察、生活ノートの記述、定期のアンケート調査や教育相談、複数職員による情報交換等の体制づくりを行い、家庭とも連携して情報交換を行いながら生徒の状況把握を適宜行い、少しでも気になる点が見つければ話し込みながら、実情を把握し、問題の解決に向けて取り組むようにする。

#### (5) いじめへの対処について

いじめが認知された場合、学校としていじめを受けた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、組織的な対応を行う。また、個々の事案に応じて、家庭や教育委員会への連絡・相談等を行うとともに、早期に関係機関等と連携して対応していく。このため、日頃からいじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくとともに、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備を行う。

なお、いじめが発生した場合には速やかな解決が求められるが、その際、いじめた生徒によるいじめられた生徒に対する謝罪のみで終息するものではない。それは、いじめられた生徒といじめた生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すまでが含まれる。こうしたことから学校として、表面的には解決したと判断したいじめも、その後の状況を継続して注視していく。さらに、全ての生徒が、発したいじめに向き合うことを通して、その反省や教訓を糧に、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。そのためにも各職員がカウンセリングマインドや対人スキル等の研修を行って指導力の向上を図ることや、役割分担して迅速に効果的に解決を図れるように組織的な対応ができる体制を整備しておくことも大変重要である。

#### (6) 家庭や地域との連携について

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭、地域との連携が欠かせない。そして、家庭・地域での躾やマナーの指導を通して規範意識の育成を図ることは大変重要である。そのためには、社会全体でいじめをさせない考えや環境を整えることの重要性を家庭や地域に啓発し、道徳心や規範意識の醸成を特に

意識して取り組んでもらうようにする。また、本来、生徒のささいな変化の把握については家庭が大きな役割を持つ。その点から、学校との連絡相談を密にする連携の在り方についても、日常的に働きかけていかなければならない。より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、家庭、PTAや地域の関係団体と学校が協議したり、活動を支援してもらったりするような場を設定したりするなどの具体的な連携や働きかけも必要である。

なお、アンケート調査等によりいじめが認知されなかった場合は、「地域とともにある学校」の視点から、その結果を児童生徒や保護者、地域住民向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないか確認しなければならない。

#### (7) 生徒会との連携について

学校のすべての教育活動の中で育む「いじめを許さない心情や態度」が、日常の中で実践化されるためには、生徒自身が「いじめ防止・根絶」に向けて行動を起こす経験をさせることが大変効果的で、不可欠なことだと考えられる。そこで、生徒会活動に「道徳心や規範意識を高める取組」や「いじめ防止・根絶するための取組」を位置づけて、効果的に実践させ、いじめを許さない実践力や心情を強化していく。さらに、自発的な活動に発展させたり、家庭や地域へ取組を広げたりするなどして、「いじめをしない、させない考え」が当然に感じられる環境づくりまで高めていく必要がある。

#### 8) 関係機関との連携について

いじめの防止や問題解決への対応に学校で組織的に取り組んでも、解決が難しい場合は、関係機関(市教育委員会、児童相談所、警察、医療機関、福祉関係等)との適切な連携を行う。平素から、連絡窓口を作っておき、担当者による連絡会の開催等、情報の共有ができる体制づくりをしておく。

#### 4 本校におけるいじめの防止等のための取組

##### (1) いじめの防止等の対策のための組織

